

国際連盟脱退後の日本外交

——対米協調の模索・一九三三年——

はじめに

国際連盟脱退にまつわる松岡洋右全権の有名なエピソードは、その後日本が「孤高の威厳」を保ちながら、「自主・積極外交」を展開するであろうことを内外に強く印象付けるものであった。しかしながら、連盟脱退後日本が実際に模索したのは、近代日本外交史上最も正統的な対英米協調外交だったのである。

この対英米協調外交は、従来の研究によれば、もっぱら対英協調、すなわち一九三四年の日英不可侵協定問題の視点から論じられてきた。⁽¹⁾だが、連盟脱退直後の日本が、アメリカとの協調に積極的だったことも看過される

べきではないように思われる。

そこでここでは、これまで重要であるのにも拘らず、ほとんど顧みられることのなかったロンドン世界経済会議（一九三三年六月一日―七月二十七日）に向けてのワシントンにおける日米予備交渉（同年五月二十四日―五月二十七日）問題を検討する。⁽²⁾また、斎藤実内閣は連盟脱退後の対外政策の基本方針をこの年の秋、「五相会議」において正式に討議するのであるが、この会議が対米協調路線を選択するに至るまでの過程を、この時期の最も大きな政治的・軍事的イシューである北満（東支）鉄道買収問題および太平洋委任統治諸島問題と関連させながら分析する。

井 上 寿 一

本稿は以上の分析を通じて、連盟脱退後日本が東アジア・極東の状況をどのように認識し、またそうした認識の反映である対米協調が、どのような過程を経て形成されたのかを明らかにし、もって一九三〇年代前半の日本外交を再検討しようとするものである。

一 ワシントン予備交渉に向けて

一九三二年六月から七月にかけてのローザンヌ賠償会議を受けて、翌年には世界不況克服のための諸問題を討議するために、ロンドンで世界経済会議を開催することが予定されていた。この会議の實質的主宰国であるアメリカのローズヴェルト大統領は、会議を成功させるために英仏などの主要国とワシントンで予備交渉を行なおうとし、四月七日には日本へも参加を求めてきた。

日本政府はすでに二月二〇日の閣議において、この国際会議の目的が世界経済不況の打開策を講ずることにあり、以上「本邦に取って少からざる利害關係を有し」であり、連盟脱退如何にかかわらず出席することに決定していた。⁽³⁾そこで四月一二日、正式に招請に応じる旨伝える。

さらに注目すべきことには、四月一日の閣議におい

て、石井菊次郎枢密顧問官が深井英五日本銀行副総裁とともに、この予備交渉および本会議の全権に選ばれた。⁽⁴⁾

内田康哉外相はこの年の初頭に、満州事変以後の欧米諸国との緊張關係を緩和させるために、石井を特使として派遣する予定でいた。結局この計画は実現せず⁽⁵⁾に終わる。しかしその目的は石井が全権に選ばれることによって、引き継がれることになった。すなわち、日本政府はこの国際会議および予備交渉に参加することによって、単に経済的諸問題の解決ばかりではなく、欧米諸国との政治的諸關係の改善をも試みようとしたのである。

さて、陸軍省軍事課は四月一日に「遣米使節ノ東洋問題ニ関スル対米交渉要綱」を、また翌一二日には參謀本部が「遣米經濟使節ニ要望スヘキ事項ニ就テ」という意見書を外務省亞細亞局第一課に提出し、それぞれの予備交渉に対する態度を明らかにしている。⁽⁶⁾

軍事課の「要綱」によれば、対米交渉の目的はアメリカから満州国独立の公式承認、もしくは日本の対満政策の事実上の是認を得ることにあつた。そしてそのためには(一)日米協調に伴なう中国の排米行為に対する強圧、(二)対米移民問題での讓歩、(三)中国の共產主義運動に対する

強圧、(四)日米海軍問題に関して「善意の交渉」に応ずるなどとしている。また参謀本部の見書は軍事課の「要綱」と同様の主旨であるが、とりわけ「支那ノ外貨排斥」「支那内部ノ混乱」「世界赤化」に対して欧米諸国と協調して「強圧」する必要があることを強調している。

さらに「門戸解放、機会均等原則」については、「本原則ハ米國ノ当然主義トスルトコロナルヘキニ就キ事実上滿洲國ヲ承認スル如ク指導シ米國資本ノ投入ノ如キモ我カ既定計画ノ遂行ヲ挫折セシメサル程度ニ欲迎ス」としている。

軍事課および参謀本部の見解に共通して窺えるのは、(一)アメリカから日本の対満政策の事実上の承認を引き出し、満洲国の排他的支配を強化する、(二)中国本土における排日・排日貨運動と共産主義運動を日米両国が主軸となつて列国と協調して鎮圧しなければならない、ということであり、以上の二点がとりもなおさず陸軍の極東・東アジア政策のアウトラインなのである。

このような陸軍側の態度決定を受けて、四月二八日には外務・陸軍・海軍の三省事務当局会議が石井全権も交えて開かれた。当時、東アジアをめぐる重要問題につ

ては、外務省亜細亞局長と陸海軍の兩軍務局長とで外務省において協議することが慣行になっていた。⁽⁷⁾ および本会議は政治的文脈においてもきわめて重視されていたのである。

この三省事務当局会議⁽⁸⁾における討論の焦点は、やはり滿洲國承認問題であつた。

この問題について、まず山岡重厚陸軍軍務局長が先の軍事課と参謀本部の見解を踏まえた上で、「米國カ承認ヲ申出ス迄ニハ容易ニナラヌトスルモ少クトモ此ノ方向ニ導ク気分ニテ進ムコトトシ度シト思フカ如何」と意見を述べた。谷正之亜細亞局長も「米國ノ承認ハ大局上ハ頗ル有利」であるとして積極的な姿勢を示す。ところが、石井は「自分トシテハ米國ヨリ言出セハ格別当方ヨリ米國ニ対シ滿洲國ヲ承認アリタシトハ絶対切リ出サヌ考ヘナリ何トナレハ米國ハ之ニ対シ代償ヲ求ムル危険アレハナリ」と消極的な発言をする。結局滿洲國承認問題については石井の見解が受け入れられ、日本側からは何ら具體的提案をしないという結論に達した。

さらに滿洲國の「門戸解放、機会均等」問題について、石井は「門戸解放ニ付テハ説明スヘキモ機会均等ニハ言

及セサル考ナリ蓋シ列國カ機會均等ニ日本ト同地位ニ立ツコトヲ主張スルハ日本トシテ甚シク迷惑トスル所ナルヲ以テナリ」と述べている。すなわちアメリカの事実上の承認と日本の排他的支配とを両立させるために、満州国には名目上の「門戸解放」・実質的には機會不均等を適用するというのである。

石井はまた中国の排日貨運動について「今日ノ經濟會議ノ目的タル世界經濟ノ安定ト『ポイコット』トハ元來相容レサルモノナルヲ以テ同會議ニ於テハ世界各国トモ之ヲ行ハサルコトトスル案ヲ提起シ支那ヲシテ『ポイコット』ニ訴ヘサラシムルコトトシタキ考ナリ」として列國と協調して抑制する案を考えている。

ここにみられる対滿、対中政策案は明らかに先にみた陸軍側の見解と軌を一にしている。陸軍の極東・東アジア政策は、三省事務当局會議においてこれといった反対にもあわず、むしろ積極的に肯定されたのである。

ところで、この會議においては華北情勢の検討も行なわれた。寺島健海軍軍務局長は「北支ニ親滿政府ヲ成立セシムル案モ或ハ可ナルヘキモ小磯(國昭)參謀長カ閣東軍トシテハ滿洲ヲ固ムル主義ナリト言ヘル如ク目下ノ

処北支進出ヨリハ滿洲国内部ノ整理カ急務ナリ」として、海軍も関東軍の滿州國強化・華北不侵攻構想に同調する旨明らかにしている。

これに対し石井は、「長城ヲ滿支國境トスルコトニハ歴史上其他ノ点ヨリ見テ充分理由アリ此ノ点ニ関シ日本ノ主張ハ諒解セラレタルカ如キ処之以上進ムコトトナルト問題ナリ長城ニ於テ区切ヲ附ケルコト肝要ナリ」と指摘した。さらに谷亜細亞局長も「遼東方面ニ於テハ既ニ撤兵シツツアル事情」をみれば関東軍が長城以南に進入する意図のないことは明白であるとして(9)いる。この長城以南不侵攻ということとは日本の対滿政策と対中政策とが相違していることを対外的に明確にするという意味をもっている。つまり日本は中国に対して領土的意図はなく、ただ排日・排日貨運動の抑制だけを目的としている、という意志表示なのである。

さて、内田外相は五月二日に石井全權らに対して訓令を發する。この訓令には三省事務当局會議の結論がすべて盛り込まれており、「(イ)支那ニツキテハ何等領土的政治的野心無ク専ラ同國ノ安定ト彼我經濟關係トヲ目的トスルモノナルコト(ロ)日滿軍ハ支那軍ノ挑発ヲ受クル場合

ニ非レハ長城以南ニ進出セサルコト⁽⁹⁾滿洲國ハ其既ニ宣言セル通り門戸開放主義ヲ嚴守シ日本ニ於テモ極力之ヲ支持スヘキコトハ隨時之ヲ説明セラレ列國殊ニ米國ノ不安ヲ除去スルコトニカメラレ度⁽¹⁰⁾となつてゐる。このよ
うな具体的指針を携えて、石井全權らは交渉に臨むのである。

なお石井は個人的に独自の対米交渉案をもつていた。すなわち「日米両国民カ亘ニ他方ノ來襲侵略ヲ疑フカ如キ現狀ヲ此ノママ看過スルハ危険ニツキ兩國政府ノ間ニ斯ル疑念ヲ解消セシムル手段ヲ講スルノ要アルベシ」と考え、そのために日米仲裁裁判条約締結の必要性をローズヴェルトに提議するつもりでいたのである。⁽¹¹⁾

二 対米交渉

ところで、アメリカは予備交渉において、日本にどのような対応をしようとしていたのであろうか。

堀内謙介ニューヨーク総領事は四月二八日に、ローズヴェルト政権が「ステイムソン主義」から「退却」する可能性もある、とする現地の新聞論調を報告している。⁽¹²⁾

また、五月五日には出淵勝次駐米大使が、石井全權の真

の役割はアメリカの滿州問題に対する態度を探ることにある、という内容の新聞記事を送つてゐる。⁽¹³⁾このように新聞論調でみる限り、日本が予備交渉を政治的観点から重視してゐるということはアメリカ側に伝わっており、またその交渉も必ずしも日本にとって不利に展開するわけでもないように思われた。

こうしたなか、アメリカ政府の意向を直接確かめる機会が訪れた。五月一六日、ローズヴェルトは世界平和保障に関する親電を各国に送つたのである。出淵大使はこの日早速フィリップス (W. Philips) 國務次官に会見を求め、この親電の真意を探ろうとした。フィリップスは出淵の問いかけに答えて、ローズヴェルト声明は世界のさまざまな地域に対してと同様に極東の状況にも適用されるが、今日という特別な日に送られた理由はもちろん明日のドイツにおける重大な状況を考慮してのことである、と述べた。⁽¹⁴⁾そのため出淵は結局、「今回ノ親電ハ明十七日ノ『ヒットラー』ノ言明ニ対抗スル為極メテ短兵急ニ起草セラレタルモノ」であり、極東問題については「事柄ノ性質ニ顧ミテ(言)明ヲ躊躇シ」たので、アメリカ側の意向を確認することはできなかつた、と報告せ

ざるを得なかつた。⁽¹⁵⁾

なお、出淵はこの会見において、ローズヴェルト政権発足以来日本の対米感情が好転してきていること、および予備交渉会議では大統領と石井全権のふたりだけの私的会談を行ないたい旨伝え、日本が対米関係改善への強い意欲をもって交渉に臨むつもりであることを強調した。⁽¹⁶⁾

ところで、グルー (T. Geay) 駐日大使は五月一七日に遣米使節団に関して國務長官あてに次のような報告をしている。すなわち、日本政府は石井全権らに今だ詳細な訓令を与えておらず、また使節団はいかなる問題に関しても何ら決定の権限を持っていない。また、日本はいかなる建設的提議もしないであろうが、自国の利益の観点からなされる提案には進んで考慮を払うであろう。さらに日本政府が石井全権の考えを支持しているか否かは不明だが、彼はアジアの諸問題に西欧諸列強を干渉させないというドクトリンを打ち立てようとしている、と。⁽¹⁷⁾

この報告は交渉への日本政府の態度をあまりにも消極的にとらえている点で不正確であり、石井の個人的構想について完全に誤まった推測をしている。日本側の意図はアメリカに正確には伝わらなかつたのである。

このような日米間の認識の齟齬は埋められないままに、予備交渉が始まつた。(五月二四日―五月二七日)そして二五日に一回、二六日には三回、先に出淵が申入れていたローズヴェルトと石井会談が実現した。

全会談に渡って、問題の焦点はいうまでもなく日本の対満、対中政策にあつた。

最初の会談では、まず先の世界平和保障声明および安全保障条約案と日本の対満政策との関係が話し合われた。

ローズヴェルト 「支那満洲ニ於ケル貴国ノ過去ノ軍事行動ニ付干渉セントスルノ意思ハ問題ノ安全条約締結者ノ意中ニアルヘカラス満洲事件ハ時ノ解決ヲ得ツ外ナキニ付右ハ自ラ疎通 (Canalize) ノ途アルヘシ」

石井 「疎通ノ途トハ如何」

ローズヴェルト 「例ヘハ本条約調印ニ際シ日本代表ハ日本カ一昨年以來満洲ニ於テ採リタル行動ニ付テ其ノ真正ナル範圍 (certain just limit) ヲ越ヘサルカ其ノ範圍内ノ行動ニ付本条約ノ干渉ヲ受クルノ意ナキ事ヲ留保シテ調印シ能ハサルノ理由ナカルヘキ筈ナラスヤ」⁽¹⁸⁾

日本側はすでに満州問題についてはブライヴエート・トークの形式でアメリカに対しインフォメーションを与える方針を決めていた。⁽¹⁹⁾ 事実この問題は「ブライヴエート・トーク」によって検討された。だが、石井は「インフォメーション」を与えるまでもなく、ローズヴェルトから日本の対満政策への黙認を得たのである。

こうして対米交渉の目的のひとつは一応達成された。次の課題は中国問題である。

まず石井が「今回ノ経済會議ニ於テ『ボイコット』禁止ノ協定ヲ結フコトトモナラハ軍事不可侵問題ノ解決ニ資スルコト大ナルヘシ」と提案する。ところがローズヴェルトの対応は満州問題の場合と大いに趣を異にし、中国の状況に理解を示しつつ「今ヨリ十年以内ニ自制的ニ排外運動、不買運動等ヲ断念セシムルコトトスルノ外ナカルヘシ」として消極的な態度をとる。そこで石井は日米両国が協調して中国の不買運動を抑制することの必要性を説き、次のようなやりとりを交す。

石井 「……仮リニ日本カ倫敦會議ニ於テ世界經濟復興

興ノ重要ナル方法トシテ經濟断交禁止案ヲ提出セン

トセハ支那ハ正面ヨリ我提案ニ反対シ得ス……」

ローズヴェルト 「假定ノ日本提案ハ主義トシテ正当ニシテ反対スヘキ者無ケレ共之ヲ直ニ五十余国ヨリ
 成ル會議ノ前ニ提出スルハ面白カラス……」⁽²⁰⁾

石井はローズヴェルトのこの発言から、アメリカが「支那問題ニ対シテモ此ノ際何等自発的提案ヲ為スノ意アルモノトハ思ハレス」としながらも、「九国条約ヲ基礎トシテ将来支那問題ヲ起スノ底意アルモノ」と観測した。そしてアメリカがこのような対日抑止のための具体的政策を实行するか否かは何よりも「日満軍ノ長城以南ニ於ケル行動如何ニ係ルモノ」と考えた。⁽²¹⁾

このことは三省事務当局會議以来、対米關係改善のため必要条件とされていた。内田外相もこの点に留意し、「天津方面ニ於ケル特務機關ノ行動ニ付最近ニ於ケル停戦戰運ニモ顧ミ中央軍部ヨリ改メテ指示スル処アリタルニ付該機關ノ行動ハ大局ヲ誤ルカ如キ結果トナルコトハ万々無之筈ナリ」と出淵に情報を伝えている。⁽²²⁾ しかしながら停戦協定は依然として実現せず、そのため中国問題をめぐる交渉も進展のさせようがなかった。

そこで石井はこの問題を棚上げにして、二七日の會談では「此ノ際日米國民ノ相互ノ猜疑及恐怖ノ念ヲ除去ス

ルノ手段アリトセハスル手段ハ急キ之ヲ採ラサルヘカラス」と述べ、かねてからの腹案である日米仲裁裁判条約の締結を提議する。するとローズヴェルトは「夫ハ頗ル美拳ニシテ蓋シ政治家的考查ナルヘシ」と賛意を示し、さらには「國務卿モ亦之ニ和シ直ニ仲裁条約問題ニ入ラントセル」ほどアメリカ側は積極的であった。石井はこのような好反応にむしろ戸惑い気味で、この提案が元来私的なものであって日本政府の意向を確認していないので、「若シ大統領及國務卿ニ於テ本件ヲ取上クルノ意アラハ出淵大使ト御会談ヲ請フ」と述べ、アメリカ側もこの申出を了承した。⁽²³⁾ 仲裁裁判条約問題では日本は望外の成功を収めたというべきであらう。

五月二七日、予備交渉会議は「日米共同宣言」を発表して終了する。その際日本側はアメリカの記者団との会見に應じ、ポイコット禁止条項を連盟規約および不戦条約に追加するよう強調し、もって日本の対中国政策の要点を公にした。すると『ニューヨーク・タイムズ』はこれを予備交渉における最重要なステートメントであるとして発言内容をすべて掲載し、そのほかの新聞社も詳細に報道し、日本側の提案を極めて好意的に受けとめた。⁽²⁴⁾

この問題についてローズヴェルトが消極的だったことを考慮に入れば、このようなアメリカの新聞論調は日本にとって実に有益だったのである。

こうしたアメリカ国内における反響も踏まえた上で、外務省通商局第一課は予備交渉の成果を次のように高く評価している。すなわち、「従来險悪ナリシ米国民ノ本邦ニ対スル悪感情モ大ニ緩和セラレ多大ノ効果ヲ收ムル処アリ」、しかも「米國側ノ極東問題ニ対スル認識ノ増進ニ努メタルカ相当ノ効果アルモノノ如シ」と。⁽²⁵⁾

さらに、五月三一日には塘沽停戦協定が結ばれ、関東軍は「自主的に概ね長城の線に帰還」した。⁽²⁶⁾ ここにおいて最大の懸案が一応解決したわけで、以後日米関係はある程度安定する。事実、グルーは六月八日に「最近の日本の対米態度には顕著な改善がみられる」と報告し、その原因をいくつか列挙しているが、そのなかには中国情勢が以前ほど危急ではなくなったことや、予備交渉における石井・ローズヴェルト会談に対する新聞の好意的論評もふくまれている。そして先の五月一七日の悲観的なトーンの報告とは対照的に、日米関係の今後について「私は建設的な、そして多分永続的な進路が開かれたと

感じる」と述べている。⁽²⁷⁾

さて、六月一二日から開催されたロンドン世界経済会議は、周知の通り戦債問題をめぐって紛糾し、世界不況への具体的政策を何ら立てることができなかった。また、日本が最も危惧していた中国側からの九国条約を根拠とする対日制裁の提議も行なわれず、政治的観点からもこの会議のもつ意味はあまり大きくはなかった。しかしながら、この会議の期間中、日米間には無視し得ない一連の動きがあった。

先の石井・ローズヴェルト会談の具体的内容は一般には公表されなかったのであるが、六月九日に至って日本の各新聞紙上には日米仲裁裁判条約の件が報じられた。

これは新聞社の独断によってなされたものであり、出淵大使はアメリカの報道機関からの問い合わせに對し、そのような事実はない、と全面否定した。⁽²⁸⁾

ところが國務省は、(a)石井とローズヴェルトとの間で仲裁裁判条約締結に関して原則的合意をみた、(b)日本の駐米大使はその線で國務省と交渉中である、という報道のうち、(a)は実際のところ何の根拠もなく、(b)は全くの虚偽である、として神経を尖らせた。⁽²⁹⁾そこでロンドン世

界経済会議に出席中のハル (C. Hull) 國務長官は、ロンドンにおける日米両国の代表団のメンバーの誰ひとりとしてこの件について交渉したことはないし、また会談をもったこともない旨、グルーとジョンソン (Nelson T. Johnson) 在中國公使に報告するように、とフィリップス國務次官に伝えた。⁽³⁰⁾

また七月二五日、ホーンベック (Stanley K. Hornbaker) 國務省極東部長と武富敏彦参事官との間で会談が行なわれた。席上、武富は石井から次のような内容の電報を受け取った、と述べている。すなわち、石井は七月二一日にロンドンにおいて「相互通商条約」の交渉の可能性に関して國務長官に接近した。すると國務長官は、このような条約の交渉のためには行政府は議會から「委任」を受けていなければならず、また政府はそのための法案を近く議會に提出するつもりではあるが、議決を受けたわけではない、と。⁽³¹⁾石井はおそらく仲裁裁判条約問題の交渉の困難さから、相互通商条約という政治的、軍事的重要度の比較的低い条約案を提起し、なんらかの形で日米協調の実を挙げようと試みたものと思われる。だが、ハルはこれに対しても消極的であった。ここに至っ

て連盟脱退後の日本の対米接近は一頓挫をきたすのである。

三 陸軍の相対的安定

ロンドン世界經濟會議が何ら具体的成果をあげずにその幕を閉じようとしていた時、東京ではある重要な會談が始まろうとしていた。日本を名目上の仲介国とする北滿鐵道買収をめぐるソ連と滿州國交渉である。

外務省はすでに「北滿鐵道買収問題」において、買収の可否について態度を決定していた。⁽³³⁾この文書によれば、買収を可とする理由として以下の諸点が列挙されている。(イ)日ソ兩國にとって北滿鐵道のもつ政治的、軍事的、經濟的意義の低下、(ロ)新線建設の方が重要、(ハ)買収しなくても対ソ戦の際実力で奪取可能、(ニ)買収資金が「赤化宣傳」に用いられる、(ホ)買収資金がソ連の軍事力増強に用いられる。

これらの見解、とりわけ(イ)(ロ)(ハ)は対ソ開戦論を唱える陸軍「皇道派」の主張を代表している。たとえばこの派きつての「智謀」小畑敏四郎少将は、北滿鐵道を買収すれば、ソ連はその資金によって國境のトーチカ陣地を築

き、それはやがて來たるべき対ソ戦の際日本軍將兵の血をもって攻撃しなければならなくなるとして買収に反対している。⁽³⁴⁾

これに対して買収を可とする理由としては、以下の諸点が列挙されている。(イ)北滿鐵道は滿州國、中國に対する共產主義宣傳の「巢窟」であるから買収することによってこれを「潰滅」し、日滿の治安維持に役立たせる、(ロ)日ソ間紛争の原因のひとつを除去できる、(ハ)ソ連は國內建設を最優先させており、「赤化宣傳」によってあえて日本と軍事衝突を引起そうとはしない、(ニ)買収資金はソ連國防予算の一パーセント程度であり、軍備拡大に直接結びつかない。

このような買収を可とする見解は、とりもなおさず外務省のそれであり、結局外務省としては公債と五年年賦の現金払いによる一億から一億五千万円の価格で買収することに決定したのである。

一方陸軍はどのように対応しようとしていたのであるうか。

一九三三年二月六日付の真崎甚三郎參謀次長の日記には、板垣征四郎奉天特務機關長の話として次のように記

されている。「外人ハ日本人ノ北支進出ニ不安ノ念アリ……滿洲国ト北支那トハ判然区別スルヲ要ス。延長説ハ日本人一部ニアルモ適當ナラス」。また、先にみた三省事務当局会議では寺島軍務局長が小磯参謀長の見解として、「関東軍トシテハ滿洲国ヲ固ムル主義」で「目下ノ処北支進出ヨリハ滿洲国内部ノ整理カ急務ナリ」と述べている。⁽³⁵⁾以上から明らかのように、関東軍は滿洲国の強化を最優先させており、華北侵攻には国際関係を考慮して慎重だったのである。

ところで「皇道派」の総帥的存在である荒木貞夫陸相は、この頃小畑らに「昭和八年解氷期対ソ開戦論」をまとめさせた。だが、永田鉄山参謀本部第二部長はこの対ソ予防戦争計画に反対し、激しい論争が交されたが結局小畑以外の省部の部局長も永田を支持し、この計画は否認される。⁽³⁷⁾以後参謀本部は「皇道派」の主張する対ソ開戦論を放棄し、対ソ非開戦に傾いていくのである。

さらに「皇道派」の真崎参謀次長は六月、軍事参議官に、また八月には小畑が旅団長にそれぞれ転出した。そのため「荒木、真崎をコンビネーションとする強硬派の部制は漸く亀裂を生ずるに至り」、「参謀本部に於け

る真崎系の勢力は極度に衰微」し、今後の陸軍は「温健派の圧倒的擡頭を見るべく予想」する向きもあった。⁽³⁸⁾

こうして「皇道派」の発言権が弱まっていくのであるが、それでは代わって陸軍の支配的勢力になり始めた「温健派」すなわち「統制派」はいかなる対外政策構想を抱いていたのであろうか。

「統制派」が成立したのは十月事件（一九三一年）前後とみられるが、当初は永田を中心とする私的な研究会を拠点としていた。その後「建設方面の具体的施策」を重視するようになり、国策研究会を中心として活動するようになる。⁽³⁹⁾この研究会の有力なメンバーのひとり、大蔵公望（貴族院議員、元満鉄理事）が九月に首相、外相、陸相に提出した意見書から「統制派」の構想を窺い知ることができる。

これによれば、日本が直面している最大の懸案は国内的には「経済再建」「民力涵養」であり、対外的には満州国の「完成」である。そのため、対外政策の観点からはフィリピンを含むアメリカと不可侵条約を結び海軍建艦競争を抑制する。また陸軍拡張緩和のために日ソ不可侵条約を結び、そのためにはソ連側に多少譲歩してでも

北滿鐵道を買収する⁽⁴⁰⁾。

このような外交構想を持つ「統制派」が主流になりつつある陸軍と外務省とが接近するようになるのは明らかで、谷亜細亜局長は七月二十九日に「陸軍との関係もまづだん／＼よく行って、対露問題についても全く同一歩調である。要するに東支鐵道の問題も纏め、対支の日露國境協定も作り、或は進んで不可侵條約を結んでもかまはないといはんばかりの空氣が出て来てゐる」と述べるまでに至っている⁽⁴¹⁾。

北滿鐵道買収交渉は以上のような陸軍と外務省間の対外政策に関する協調的氣運を背景にしていたからこそ実現した。しかし實際の交渉は九月二二日までの公式、非公式の一一回の會談にもかかわらず買収價格をめぐって折合いがつかず、何ら進展をみなかった⁽⁴²⁾。さらに追打を掛けるように九月二四日には北滿鐵道のソ連人職員逮捕事件が起こり、日ソ關係はにわかに緊張し、交渉も中断された。その結果、買収交渉を足掛りとする日ソ關係の改善は当面望めなくなり、再び対米協調路線が注目を集めるようになる。

対米協調の可能性は、一〇月三日から二一日にかけて

合計五回開かれた「五相（首相、陸、海、外、大藏の五大臣）會議」において検討された。外務省はこの會議に、滿州事変以來のアメリカの対日惡感情を和らげ、極東政策の再検討を求め、これを目的とした特派使節の派遣と日米戰爭回避のための具體策の必要性を骨子とした対方針案を提出する⁽⁴³⁾。

一方陸軍は「國策理由書」を提示する。これによれば、「滿蒙問題ヲ誘原⁽⁴⁴⁾トスル對支問題ノ永遠的ナル解決ハ對支那本土策ヨリハ寧ロ對列國關係ノ調整如何ニ存スル」として中國問題解決のためには對列國政策が重要視されている。さらに「米國對支政策ノ基調ヲ為スモノハ依然トシテ觀念的自由主義」であり、日本の「現實本位ノ大陸政策」とは根本的に異なるとしている⁽⁴⁴⁾。つまり中國問題はアメリカにとって《原則》の問題であるが、日本にとっては《實益》の問題であり、この問題をめぐって兩國は本質的には対立しないと認識されているのである。それゆえアメリカの要求する《原則》すなわち「表面的伝統政策タル門戶解放機會均等主義」を實質的にはなく、まさに主義として遵守しさえすれば日米は敵對することもなく、また戰爭の可能性もなくなることになるの

である。

このような対米認識のもとに、陸軍は先の外務省の対米方針案に対し「陸軍省修正案」⁽⁴⁵⁾を提出する。だがこの陸軍案は外務省案に実質的には何ら修正を加えておらず、外務省の対米方針案を了承していることがわかる。

以上から明らかなように、陸軍は北滿鉄道買取問題をめぐるとり政策および「五相会議」における対米政策に關して外務省と提携していたのである。

陸軍は塘沽停戦協定によって満州事変以後拡大させていった軍事的勢力版図に自ら境界線を定め、当面の目標を一応達成し相対的安定に入った。もっともこの安定はまさに相対的なものでしかなく、満州国は依然として脆弱であり、また中国本土各地の排日・排日貨運動も鎮静しなかった。そのため陸軍は四月の三省事務当局会議から「五相会議」に至るまで、一貫して満州国の排他的支配と中国の排日・排日貨運動の抑圧を主張してきた。だが、もとよりこれらが軍事力のみによって達成されるはずもない。そこで満州国の「門戸解放」を唱えてアメリカから対満政策に対する黙認を得、もって満州国の政治的安定を高めようとした。そしてさらには、ボイコット

が「門戸解放」と矛盾するというレトリックを用いて対中政策に理解を求め、なし得ればアメリカと協調して中国の排日・排日貨運動を抑制しようとしたのである。

四 海軍の危機

連盟脱退後むしろ安定に向かった陸軍と際立った対照をなすのが海軍である。当時ワシントン、ロンドン両条約の改訂をめぐって「一九三五・六年危機説」が喧しかった。だが改訂問題は十分予期された既定の事実であり、海軍にとって決して危機だったわけではない。それよりも海軍は連盟脱退が直接の原因となって危機的状況に追い込まれるのである。

日本が連盟脱退へと大きく傾斜しつつあった頃、伊東巳代治枢密顧問官の日記には次のような注目すべき記述がみられる。

「大角〔岑生〕海相来邸連盟ニ付当局の失錯⁽⁴⁶⁾を枚挙して痛撃したる後連盟脱退の不得策を論じ委任統治の諸島を保有せんと欲せは脱退より生ずる危険を避けざるべからざるを痛諭せり」⁽⁴⁶⁾。(傍点引用者)

つまり、海軍は日本が連盟内に留まる限り太平洋委任

統治諸島を名目上も實質的にも支配できるのだが、ひとたび脱退すれば太平洋上の極めて重要な戦略的拠点を喪失するという重大な危機に見舞われかねないのである。

一方一月末に内田外相が参内した際「陛下より委任統治の關係はどうなるのかとの御尋あり。之に對し内田は、未だ調べて居りませんと言上したる趣にて、其の為め頗る心細く思召されたる御様子」だった。⁽⁴⁷⁾そこで早速、太平洋諸島は先の世界大戦の結果連合国から委任されたのも日本が統治する、という見解をまとめ、⁽⁴⁸⁾従って脱退後のような法的解釈によってこの問題を比較的樂觀していたのである。

ところが伊東は荒木陸相に「今日となりてハ国民一致して戦備を整ふるの外なく海軍に在りて二千噸級の潜航艇二十隻を急造すること陸軍ニ在りてハ後方勤務の改良并武機の整備等の農村救済の為ニ募集する拾億円の公債を此戦備に費すへき」と語っている。⁽⁴⁹⁾つまり連盟脱退は陸軍よりも海軍に危機をもたらすのであり、それゆえ海軍の戦備充実も最大限行なわれなければならないことになる。

そして二月二四日、脱退が決定的になる。そこで伊東は脱退に對する枢密院の態度を次のような内容の報告書において明らかにしようとする。すなわち、(一)政府が枢密院を軽視したこと、(二)脱退を承認するが、脱退にまで至った外務省の大失策の責任を解除しないこと、(三)最大限の海軍戦備拡大を脱退承認の条件とすること。⁽⁵⁰⁾こうして海軍は枢密院から正式に軍拡を認知されるのである。

ところで、海軍は連盟脱退前後から太平洋諸島の委任統治の死活的な重要性を、例えば次のように強調していた。

「南洋委任統治地域は帝国に取り絶対重要にして滿蒙が陸正面に於ける生命線なるが如く南洋諸島は海正面の生命線である。帝国の死命を賭するも之を手放すことは絶対に出来ない」。⁽⁵¹⁾

当時の海軍の作戦計画によれば、日米戦争の際のアメリカ艦隊の海洋進撃路は主に、(一)真珠湾から直路小笠原、マリアナ群島を衝き、日本艦隊に決戦を強要する進撃路、(二)真珠湾を中核としてギルバート諸島、マーシャル、トラック、グアム、マニラに向かう進撃路のどちらかと思定されていた。そしていずれの場合でも進撃路の途中に介在しているのはマリアナ群島、マーシャル群島、カロ

リン群島、トラック島などの太平洋委任統治諸島である。それゆえ有事の際アメリカ軍に占領され前進根拠地に用いられるおそれがあり、海軍はこれらの委任統治諸島のうち、マリアナ群島には潜水隊一隊（三隻）、トラック島には潜水隊二隊（六隻）、マーシャル群島には潜水隊一隊（三隻）を配備する予定でいた。⁽⁵²⁾ これらの太平洋諸島は海軍にとってまさに「海正面の生命線」なのである。

海軍の危機感は第一回「五相会議」（一〇月三日）において、大角海相がまず最初に「南洋諸島第一線ノ対米国防論ト、之ニ必要ナル第二次補充計画ノ件」⁽⁵³⁾を述べて口火を切ったことにより、直接的かつ具体的に表わされた。そして海軍はこの会議に「国際情勢ニ対スル国防上ノ所見」⁽⁵⁴⁾を提出した。この「所見」によれば、来たる一九三五年の第二次ロンドン軍縮会議において、日本が米英と対立することは「予メ覚悟ヲ要ス」ところであり、また「帝国ノ連盟脱退予告期間ノ満了ニ伴フ南洋委任統治地域ノ帰属亦紛糾ヲ見ル公算アリ」としている。

このように予測しているだけに、海軍の対米認識は極めて硬直していた。当時の海軍中央部の主流派（「艦隊派」）の代表的存在である石川信吾中佐の次のような

「私見」にもそれが現われている。

「我が満蒙政策ト米國東洋政策トノ衝突ハ、満洲事變ヲ機トシ愈最後ノ清算ニ向ヒ急転シツツアル処、今日ニ到ル迄米國ガ其ノ東洋政策ノ転向ヲ考慮セシ何等ノ事実ナキノミナラズ……其ノ伝統的東洋政策ヲ擁護スル為ニハ実力ニ訴フルモ敢テ辞セザルノ決心ヲ如実ニ示シツツアリ。」⁽⁵⁵⁾

このような海軍の対米認識と先にみた陸軍の、中国問題、満州問題をめぐる対米認識とは著しく異なっている。それゆえ「五相会議」における外務省提案である「対米方策」にも陸軍が基本的に同意したのに対し、海軍はほぼ全面的に訂正を要求する。すなわち日米間の「相互的了解ヲ遂クル」ための特派使節派遣の項が、「国防上我ヲ拘束セサル適當ナル外交工作ヲ為スハ帝國ニ執リ有利トスル所ニシテ一九三五年海軍軍縮會議準備工作ノ素地ヲナスモノナリ」と修正されている。⁽⁵⁶⁾ つまり海軍は軍縮會議までの外交的引き延し戦術としての意義しか認めていないのである。

そのため外務省と海軍は対米政策をめぐって対立し、全五回の会議を通して陸軍の問題にはほとんど触れるこ

とができないほど紛糾した。⁽⁵⁷⁾ 結局海軍は特使派遣については譲歩したが、戦備問題では最後まで強硬な姿勢を崩さなかった。その後大角海相が退陣をほめかすにまでなり、遂に陸軍が自己の予算のうち一千万円を譲り、さらに赤字公債による五百万円も上乘せされ、太平洋委任統治諸島防備のための追加計画は実現するのである。

一方、特派使節に関しては第三回「五相會議」の頃にはその組織が確定し、人選に入っていた。⁽⁵⁸⁾ すでに九月末から非公式ルートで外務省と陸軍はこの問題を検討していたが、⁽⁵⁹⁾ 広田弘毅外相は一〇月三日にグルーと会談し、アメリカに親善使節派遣を考慮している旨伝える。⁽⁶⁰⁾ だが、グルーは消極的で、ハルもこの計画を思いとどまるべきだとしている。⁽⁶¹⁾ さらにグルーは一〇月一日、新聞紙上にみられる日米仲裁裁判条約問題の件はおそらく外務省の「観測気球」であり、仮に広田がこの問題を切り出してきても、現在はそのような条約を考慮するには適当な時期ではなく、このような計画も思いとどまるべきだと思ふ、とハルに伝えている。⁽⁶²⁾ さらにホーンベックも一〇月一三日に出淵と会見した際、仲裁裁判条約が「地域的了解」や「新たな特別の約束」になることを危惧して、

消極的な姿勢を示す。⁽⁶³⁾

かくして、連盟脱退後日本が模索してきた対米協調は、何ら具体的な形を伴わずに行き詰まってしまっているのである。

おわりに

グルーは日本の連盟脱退後の三年間を「嵐に先立つ平穩の三年間」として、次のように述べている。

「日本が國際連盟脱退を決意したことの政治的意義を見逃すことは何人にも出来ない。それは西洋諸国との離別を明らかに示し、その後日本が枢軸国に附着する路を開いたものである。しかし日本の連盟脱退の直接的結果は、国内的、國際的諸問題における極端主義への馳行ではなかった。その正反對なのである。西邦諸国への敵意ある政治デモスチュアを示した日本の指導者たちは、すくなくとも合衆国に関する限り、ほとんど宥和とも見られる線に沿った。⁽⁶⁴⁾」

本稿はこの「平穩の三年間」の最初の一年に焦点を絞り、なぜ日本がアメリカに対して「ほとんど宥和とも見られる」政策をとろうとしたのかを日本の国内政治に注

目して分析した。

塘沽停戦協定から北滿鐵道買収交渉に至るまでの陸軍は滿州国第一主義であり、そのためにいわば「北守南守」戦略を選択した。そして陸軍の態度がこのようなものである限り、外務省との提携もごく自然に行なわれた。対米協調政策はまさに陸軍と外務省との提携の所産なのである。

一方海軍は、連盟脱退によって危機的狀態に陥る。太平洋上の重要な戦略的拠点が奪われかねないのである。以後海軍は対米態度を硬化し、陸軍および外務省と対立する。

一九三三年の対米協調の模索は、以上のような三省間の対立と提携の微妙なバランスのもとでなされたのである。

- (1) 代表的な研究だけでも、細谷千博「一九三四年の日英不可侵協定問題」(『國際政治』五八号) 六九―八五頁、木畑洋一「日中戦争前史における國際環境―イギリスの対日政策・一九三四年―」(東京大学『教養学科紀要』第九号) 一―二六頁、A. Trotter, *Britain and East Asia 1933-1937* (London, 1975); S. L. Endicott, *Diplomacy and Enterprise* (Manchester, 1975) などがある。

- (2) 細谷・斎藤ほか編『日米關係史―開戦に至る一〇年』(東京大学出版会、一九七一年) 第一巻の『共同討議』において、細谷千博教授はこの問題もふくめて一九三三年から三四年にかけての時期の日米關係史における重要な意味について注意を喚起されている(二七八頁)。

- (3) 財団法人斎藤子爵記念会『子爵斎藤実伝』第三巻(同会、一九四一年) 三八二頁。

- (4) 原田熊雄述『西園寺公と政局』(以下「原田日記」と略) 第三巻(岩波書店、一九五一年) 五九頁。

- (5) 『原田日記』第二巻、四〇九頁、四一五―四一六頁。

- (6) これら二案は、外務省外交史料館所蔵の外務省記録 B・一〇・五・〇・一四―三「倫敦經濟會議關係一件―華府予備交渉」に収められている。

- (7) 今井清一「内閣と天皇・重臣」(細谷・斎藤ほか編、前掲書、第一巻) 二二頁。

- (8) 會議の内容は「石井經濟會議全權ト外、陸、海三省側トノ懇談會記録」、外務省記録 B・一〇・五・〇・一四―三による。

- (9) 四月二七日には、関東軍は遼東から長城線への撤収を完了し上海で停戦協定交渉を始めようとしていた。(島田俊彦「華北工作と国交調整(一九三三年―一九三七年)」日本國際政治学会・太平洋戦争原因研究部編『太平洋戦争への道』第三巻、朝日新聞社、一九六二年、二六頁)

- (10) 「國際經濟會議ニ關スル件(閣議決定)」外務省記録

- B・一〇・五・〇・一四「倫敦經濟會議關係一件(第五卷)」。
- (11) 「大統領ト下話要項」外務省記録B・一〇・五・〇・一四—一三。
- (12) 堀内総領事から内田外相宛、一二四号(四月二十九日着)、外務省記録E・一・一・〇・一四「満洲国門戸解放關係一件」。
- (13) 出淵大使から内田外相宛、四二一号(五月六日着)、外務省記録B・一〇・五・〇・一四—一四「倫敦經濟會議關係一件—与論並新聞論調」。
- (14) Memorandum by the Under Secretary of State (Philips), May 16, 1933, U. S. Department of State, *Foreign Relations of the United States* (以下FRと略) 1933, Vol. I, pp. 146—147.
- (15) 出淵大使から内田外相宛、四六一号(五月一七日)、外務省記録A・二・一・〇・D・三「平和保障ニ関スル『ルーズベルト』大統領提議關係一件」。
- (16) Memorandum by the Under Secretary of State (Philips), May 16, 1933, *FR, op. cit.*, p. 147.
- (17) The Ambassador in Japan (Grew) to the Secretary of State, May 17, 1933, *FR, ibid.*, pp. 534—535.
- (18) 出淵大使から内田外相宛、四九八号(五月二十七日着)、外務省記録B・一〇・五・〇・一四—一三。
- (19) 「外、陸、海三省協議會議議事要項」同記録。
- (20) 注(18)に同じ。
- (21) 堀内総領事から内田外相宛、一六〇号(五月三〇日着)、同記録。
- (22) 内田外相から出淵大使宛、一〇四六号(五月二五日)、外務省記録B・一〇・五・〇・一四「倫敦經濟會議關係一件—石井全權提帶文書(第二卷)」。
- (23) 堀内総領事から内田外相宛、一五九号(五月三〇日着)、外務省記録B・一〇・五・〇・一四—一三。
- (24) 堀内総領事から内田外相宛、一六四号(六月三日着)、外務省記録B・一〇・五・〇・一四—一六「倫敦經濟會議關係一件—各國ノ態度」。
- (25) 「華府ニ於ケル日米間予備會商經過」外務省記録B・一〇・五・〇・一四—一三。
- (26) 小林竜夫・島田俊彦編『現代史資料7—滿洲事変』(みすず書房、一九六四年)二四頁。
- (27) J・グラー(石川欣一訳)『滯日十年』上(毎日新聞社、一九四八年)一二五—一二六頁。
- (28) 出淵大使から石井全權宛、九号(六月一三日)、外務省記録B・一〇・五・〇・一四—一〇「倫敦經濟會議關係一件—石井全權携帶文書(倫敦滯在中來往電)」。
- (29) The Acting Secretary of State to the Ambassador in Japan (Grew), June 15, 1933, *FR, Vol. III*, p. 745.
- (30) The Acting Secretary of State to the Minister in China (Johnson), June 26, 1933, *FR, ibid.*, p. 746.

- (31) Memorandum by the Chief of the Division of Far Eastern Affairs (Hornbeck), June 25, 1933, *FR, ibid.*, p. 746.
- (32) この問題をソ連側の対応に焦点をあてて分析したものととして、中西治『満州国』をめぐる日ソ関係―満州事変への対応と東支鉄道売却問題―(細谷千博編『太平洋・アジア圏の国際経済紛争史 一九二二―一九四五』東京大平出版会、一九八三年)二六五―二八六頁、がある。
- (33) 「北滿鉄道買収問題」、国立国会図書館憲政資料室所蔵「斎藤実関係文書」(以下「斎藤実文書」と略)一四〇〇。
- (34) 高橋正衛『昭和の軍閥』(中央公論社、一九六九年)一八八頁。
- (35) 伊藤隆ほか編『真崎甚三郎日記1』(山川出版社、一九八一年)昭和八年二月六日。
- (36) 「石井経済会議全権ト外、陸、海三省側トノ懇談会記録」、外務省記録B・一〇・五・〇・一四一三。
- (37) 高橋、前掲書、一八七頁。
- (38) 「政界情報」、斎藤実文書、一一九三。
- (39) 秦郁彦『軍ファシズム史』(原書房、一九八〇年新装版)八八―八九頁。
- (40) 「外交国策確立ニ関スル進言」、「斎藤実文書」一九一九。なお『大蔵公望日記』(内政史研究会・日本近代史料研究会、一九七二年)第一巻、昭和八年九月一九日付には、大蔵がこの意見書を荒木に提出すると、荒木は日ソ不可侵
- 条約に反対した旨記されている。
- (41) 『原田日記』第三巻、一〇九頁。
- (42) 交渉の経過について詳しくは、外務省情報部「北滿鐵道譲渡関係発表集」、外務省記録F・九・二・五―一「東支鉄道関係一件―蘇滿間鉄道売買問題関係(東京会議)」を参照。
- (43) 「ワシントン」条約及「ロンドン」条約ニ対スル方針ノ決定」、「斎藤実文書」一三三二。
- (44) 「一〇月二〇日五相會議ニ於ケル陸軍側提示国策理由書(皇国内外情勢判断)」、「斎藤実文書」一二〇〇、および外務省記録A・一・〇・〇・六一三「帝國ノ対外政策關係一件―五相會議關係」。
- (45) 「陸軍省修正案」、同記録。
- (46) 国立国会図書館憲政資料室所蔵「伊東巳代治日記―昭和八年」(写本、以下「伊東巳代治日記」と略)昭和八年二月一六日。
- (47) 木戸日記研究会校訂『木戸幸一日記』上巻(東京大学出版会、一九六六年)昭和八年一月二六日。
- (48) 外務省記録B・九・六・〇・二「帝國政府ノ連盟脱退ニ因ル南洋委任統治地域關係一件」。
- (49) 「伊東巳代治日記」昭和八年二月一九日。
- (50) 「伊東巳代治日記」昭和八年二月二六日。
- (51) 海軍省軍事普及部「連盟脱退と南洋委任統治」、「斎藤実文書」五一―五四九。

- (52) 防衛庁防衛研究所戦史室『戦史叢書 海軍軍戦備(1)昭和十六年十一月まで』(朝雲新聞社、一九六九年)一五〇—一五一頁、一五九頁。
- (53) 伊藤隆・佐々木陸校訂「鈴木貞一日記—昭和八年—」『史学雑誌』第八七編第一号)昭和八年一〇月四日。
- (54) 「齋藤実文書」一一九九。
- (55) 「次期軍縮対策私見」、伊藤隆解説「加藤寛治関係文書—昭和八・九年を中心に—」(『東京都立大学法学会雑誌』第一〇巻第二号)一八五頁。
- (56) 外務省記録A・一・〇・〇・六一三。
- (57) 防衛庁防衛研究所戦史室、前掲書、七五頁。
- (58) 伊藤・佐々木校訂、前掲「鈴木貞一日記—昭和八年—」昭和八年一〇月一〇日。
- (59) 佐々木陸「荒木陸相と五相会議」(『史学雑誌』第八八

編第三号)三九頁。

- (60) The Ambassador in Japan (Grew) to the Secretary of State, October 3, 1933, *FR Japan 1931—1941*, I, p. 123.
- (61) The Secretary of State to the Ambassador in Japan (Grew), October 6, 1933, *FR, ibid.*, p. 125.
- (62) The Ambassador in Japan (Grew) to the Secretary of State, October 11, 1933, *FR 1933*, Vol. III, pp. 747—748.
- (63) Memorandum by the Chief of the Division of Far Eastern Affairs (Hornbeck), October 13, 1933, *FR, ibid.*, p. 432.
- (64) J・グルー(石川欣一訳)、前掲書、九九頁。
(一橋大学大学院博士課程)